

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年七月二十一日から同年八月四日までの間縦覧に供します。

平成二十九年七月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
島中 康行	桜井市大字箸中一〇四〇番地の三	桜井市大字箸中一二九番一	
中田 真之	桜井市大字穴師二二二番地の一	橿原市雲梯町二二番ほか一筆	
畑山 信乃武	大阪市住吉区山之内元町一番地一二号	橿原市川西町一一九番ほか一筆	
高橋 友二	大和郡山市矢田町一四三七番地	桜井市大字白木元中白木一〇〇三番ほか二筆	
見城 諭志	大和郡山市矢田町一四三七番地	桜井市大字白木元中白木一〇〇四番ほか二筆	
北岡 すみ子	宇陀郡御杖村大字土屋原一五五四番地	宇陀郡御杖村大字土屋原一六〇六番一	

二 申請年月日

平成二十九年七月十二日